

加東市地域防災計画【風水害対策編】（案）新旧対照表

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の前提

第 1 節 計画の趣旨 （略）

第 2 節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第 1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1・2 （略）
3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近 畿 管 区 警察 局		1 管内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近 畿 総 合 通信 局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		
近 畿 財 務 局 神 戸 財 務 事 務 所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近 畿 厚 生 局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵 庫 労 働 局（西脇労 働 基 準 監 督 指 導 署）	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止
近 畿 農 政 局（兵庫県 拠点）	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（ 農 林 水 産 省 ）		災害救助用米穀の供給（売却）		

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の前提

第 1 節 計画の趣旨 （略）

第 2 節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第 1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1・2 （略）
3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近 畿 管 区 警察 局		1 管内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近 畿 総 合 通信 局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		
近 畿 財 務 局 神 戸 財 務 事 務 所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近 畿 厚 生 局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵 庫 労 働 局（西脇労 働 基 準 監 督 指 導 署）	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止
近 畿 農 政 局（兵庫県 拠点）	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（ 農 林 水 産 省 ）		災害救助用米穀の供給（売却）		

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞					＜改 正 後＞					＜修正理由＞	
近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧		近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧		県地域防災計画に伴う修正	
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援		
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導			中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導				
近畿地方整備局 （兵庫国道事務所） （姫路河川国道事務所）	1 <u>直轄公共土木施設</u> の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 <u>直轄公共土木施設</u> の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要するとみとめられる場合の緊急対応（TEC-FORCE）	<u>直轄公共土木施設</u> の復旧		近畿地方整備局 （兵庫国道事務所） （姫路河川国道事務所）	1 <u>被災公共土木施設（直轄）</u> の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 <u>被災公共土木施設（直轄）</u> の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要するとみとめられる場合の緊急対応（TEC-FORCE）	<u>被災公共土木施設（直轄）</u> の復旧			
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援		
神戸運輸監理部 （兵庫陸運部）	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令 1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	神戸運輸監理部 （兵庫陸運部）	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令 1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援		

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

		命令に関する情報収集		
近 畿 地 方 測量部	地理空間情報及び防 災関連情報の提供及 び活用支援	防災関連情報の把握及 び提供	復旧測量等の実施及 び支援	
大 阪 管 区 気象台 （ 神 戸 地 方気象台）		気象・地象・水象に関す る観測、予報、警報等（地 象のうち地震にあって は発生した断層運動に よる地震動に限る）及び 情報の発表並びに伝達	被災地域における災 害復旧を支援するた め、観測データや気 象、地象等総合的な 情報の適時・適切な 提供	被災地域における災 害復興を支援するた め、観測データや気 象、地象等総合的な 情報の適時・適切な 提供
近 畿 地 方 環 境 事 務 所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防 災体制の整備 3 飼育動物の保護等に 係る普及啓発に関す る支援	1 所管施設等の避難場所等 としての利用 2 緊急環境モニタリングの 実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場 合及び家庭動物等の保護 等に関する地方公共団体 への情報提供、連絡調整等 の支援	1 環境監視体制に関す る支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保

4 自衛隊（略）
5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 （市内各郵便局）		1 災害時における郵政 事業運営の確保 2 災害時における郵政 事業に係る災害特別 事務取扱い及び援護 対策	被災郵政事業施設 の復旧	
日本銀行 （神戸支店）		金融特例措置の発 動	金融機関に対する 緊急措置の指導	
日本赤十字社 （兵庫県支部、加東市 地区赤十字奉仕団）		1 災害時における医療 救護 2 こころのケア（看護 師等による心理的・ 社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本放送協会 （神戸放送局）	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復 旧	
西日本高速道路株式 会社（関西支社）	有料道路（所管）の 整備と防災管理	有料道路（所管）の 応急対策の実施	被災有料道路（所 管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式 会社（ <u>神戸支社</u> ）	鉄道施設の整備と 防災管理	1 災害時における緊急 鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策 の実施	被災鉄道施設の復 旧	
西日本電信電話株式 会社（兵庫支店） 株式会社N T T ドコ モ関西支社、エヌ・テ ィ・ティ・コミュニケ ーションズ株式会社	電気通信設備の整 備と防災管理	1 電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2 災害時における非常 緊急通信	被災電気通信設備 の災害復旧	

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

		命令に関する情報収集		
近 畿 地 方 測量部	地理空間情報及び防 災関連情報の提供及 び活用支援	防災関連情報の把握及 び提供	復旧測量等の実施及 び支援	
大 阪 管 区 気象台 （ 神 戸 地 方気象台）		気象・地象・水象に関す る観測、予報、警報等（地 象のうち地震にあって は発生した断層運動に よる地震動に限る）及び 情報の発表並びに伝達	被災地域における災 害復旧を支援するた め、観測データや気 象、地象等総合的な 情報の適時・適切な 提供	被災地域における災 害復興を支援するた め、観測データや気 象、地象等総合的な 情報の適時・適切な 提供
近 畿 地 方 環 境 事 務 所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防 災体制の整備 3 飼育動物の保護等に 係る普及啓発に関す る支援	1 所管施設等の避難場所等 としての利用 2 緊急環境モニタリングの 実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場 合及び家庭動物等の保護 等に関する地方公共団体 への情報提供、連絡調整等 の支援	1 環境監視体制に関す る支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保

4 自衛隊（略）
5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 （市内各郵便局）		1 災害時における郵政 事業運営の確保 2 災害時における郵政 事業に係る災害特別 事務取扱い及び援護 対策	被災郵政事業施設 の復旧	
日本銀行 （神戸支店）		金融特例措置の発 動	金融機関に対する 緊急措置の指導	
日本赤十字社 （兵庫県支部、加東市 地区赤十字奉仕団）		1 災害時における医療 救護 2 こころのケア（看護 師等による心理的・ 社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本放送協会 （神戸放送局）	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復 旧	
西日本高速道路株式 会社（関西支社）	有料道路（所管）の 整備と防災管理	有料道路（所管）の 応急対策の実施	被災有料道路（所 管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式 会社（ <u>兵庫支社</u> ）	鉄道施設の整備と 防災管理	1 災害時における緊急 鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策 の実施	被災鉄道施設の復 旧	
西日本電信電話株式 会社（兵庫支店） 株式会社N T T ドコ モ関西支社、エヌ・テ ィ・ティ・コミュニケ ーションズ株式会社	電気通信設備の整 備と防災管理	1 電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2 災害時における非常 緊急通信	被災電気通信設備 の災害復旧	

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

KDD I 株式会社 （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

6・7 （略）

第2 市民等の責務 （略）

第2章 災害に関する現状と課題

第1節・第2節 （略）

第3節 風水害等の危険性と被害の特徴

第1 風水害発生状況 （略）

第2 風水害等の危険性

- 1 梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨 （略）
- 2 台風による風水害

台風は、1981 年～2010 年の平均で年に約 26 個発生し、うち約3 個が本土に上陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和 51 年9 月の台風第 17 号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の 80％を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和 9 年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で 33m/s、大

＜改 正 後＞

KDD I 株式会社 （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

6・7 （略）

第2 市民等の責務 （略）

第2章 災害に関する現状と課題

第1節・第2節 （略）

第3節 風水害等の危険性と被害の特徴

第1 風水害発生状況 （略）

第2 風水害等の危険性

- 1 梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨 （略）
- 2 台風による風水害

台風は、1991 年～2020 年の平均で年に約 25 個発生し、うち約3 個が近畿地方に上陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和 51 年9 月の台風第 17 号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の 80％を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和 9 年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で 33m/s、大

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】			
＜現　　行＞		＜改　　正　　後＞	＜修正理由＞
阪市で 60m/s という例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで兵庫県南部の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。 高潮と高波は、台風が 980hPa 程度までの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。神戸・阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こりうるので、特に注意が必要である。 3　大規模事故等災害　（略） 第3　災害想定　（略）		阪市で 60m/s という例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで兵庫県南部の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。 高潮と高波は、台風が 980hPa 程度までの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。神戸・阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こりうるので、特に注意が必要である。 3　大規模事故等災害　（略） 第3　災害想定　（略）	
第2編　災害予防計画		第2編　災害予防計画	
第1章　基本方針　（略）		第1章　基本方針　（略）	
第2章　災害応急対策に係る備えの充実		第2章　災害応急対策に係る備えの充実	
災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。		災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。	
第1節～第7節　（略）		第1節～第7節　（略）	
第8節　災害救急医療システムの整備		第8節　災害救急医療システムの整備	
応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。		応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。	
第1　災害対応病院等の整備　（略）		第1　災害対応病院等の整備　（略）	
		第2　災害救急医療システムの充実 <u>市は、地域保健医療情報センターを設置する各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平常時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努め、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄並びに市単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。</u>	
		第3　医薬品等の確保　（略）	
		第4　市民に対する啓発　（略）	
		第5　災害医療体制等の整備　（略）	
		第9節　緊急輸送体制の整備	

県地域防災計画に伴う追記

数字のずれ

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】			
＜現 行＞		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。		災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。	県地域防災計画に伴う追記
第 1 緊急輸送道路ネットワークの形成 1・2（略）		第 1 緊急輸送道路ネットワークの形成 1・2（略） 3 通行の確保 道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。	
第 2・第 3（略）		第 2・第 3（略）	県地域防災計画に伴う追記
第 1 0 節 避難対策の充実 災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。		第 1 0 節 避難対策の充実 災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。	
第 1 避難所等の指定 公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。 市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。 1 指定緊急避難場所（略） 2 指定避難所 浸水想定区域による最大規模の避難者数 9,393 人（令和 2 年度加東市風水害ハザードマップ作成時の推計より床上浸水となる 0.5m以上の区域内における推計居住人口）を収容できる避難所を確保する。 (1)～(3)（略） (4) 留意事項 ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。 ・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。 ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。		第 1 避難所等の指定 公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。 市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。 1 指定緊急避難場所（略） 2 指定避難所 浸水想定区域による最大規模の避難者数 9,393 人（令和 2 年度加東市風水害ハザードマップ作成時の推計より床上浸水となる 0.5m以上の区域内における推計居住人口）を収容できる避難所を確保する。 (1)～(3)（略） (4) 留意事項 ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。 ・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。 ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u> ・福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】			
＜現 行＞		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 - 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 - 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 - 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 - 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や<u>濃厚接触者</u>の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 - 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。 - 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、<u>コロナ禍で</u>の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。		際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 - 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 - 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 - 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 - 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や<u>有症状者</u>の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 - 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。 - 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
第２ 避難所管理運営体制の整備 （略） 第３ 施設、設備の整備 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性及び高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 １・２ （略） 第４～第６ （略）		第２ 避難所管理運営体制の整備 （略） 第３ 施設、設備の整備 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた</u>非常用発電機等）計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性及び高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 １・２ （略） 第４～第６ （略）	県地域防災計画に伴う追記
第７ 新型コロナウイルス感染症_____に対応した適切な避難対策 市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症_____に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保、レイアウト及び動線の確認、避難者の健康チェック・検温並びに換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。 また、市は、避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症_____への対応を適宜反映する。		第７ 新型コロナウイルス感染症<u>等感染症</u>に対応した適切な避難対策 市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症<u>等感染症</u>に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保、レイアウト及び動線の確認、避難者の健康チェック・検温並びに換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。 また、市は、避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症<u>等感染症</u>への対応を適宜反映する。	県地域防災計画に伴う追記
第８・第９ （略）		第８・第９ （略）	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
第 1 1 節～第 1 3 節 （略）		第 1 1 節～第 1 3 節 （略）	
第 1 4 節 要配慮者支援対策の充実		第 1 4 節 要配慮者支援対策の充実	
高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。		高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。	
第 1 健康・福祉・医療の連携 （略）		第 1 健康・福祉・医療の連携 （略）	
第 2 要配慮者支援体制の確保		第 2 要配慮者支援体制の確保	
1 要配慮者支援体制の整備		1 要配慮者支援体制の整備	
(1) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 （略）		(1) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 （略）	
(2) 避難行動要支援者名簿の共有		(2) 避難行動要支援者名簿の共有	
加東市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、避難支援等に携わる関係者として、北はりま消防本部、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区（自治会）及び自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、避難行動要支援者本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。		加東市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、避難支援等に携わる関係者として、北はりま消防本部、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区（自治会）及び自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、避難行動要支援者本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。	県地域防災計画に伴う修正
(3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備		(3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備	
災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民等 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。		災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意する。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。	県地域防災計画に伴う修正
なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。			
個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。		個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。	
地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。		地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画の策定に取り組むこととする。	字句の修正
(4) ・ (5) （略）		(4) ・ (5) （略）	
2 要配慮者への情報伝達手段の確立		2 要配慮者への情報伝達手段の確立	
要配慮者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。		要配慮者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】			
＜現 行＞		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
(1) 障害者への情報伝達体制の整備（略） (2) 緊急通報システムの拡充 高齢者、障害者等と北はりま消防本部の間に緊急通報システムを拡充するとともに、その周知に努める。 (3) 外国人に対する日常の情報提供等（略） 第3～第5（略） 第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。 第1・第2（略） 第3 災害ボランティア活動の環境整備 1～3（略） 4 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 市は、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底する。 第4 県災害救援専門ボランティアの活用（略） 第16節 水防対策の充実 水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等に係る浸水想定区域を公表し、水防対策について定める。 第1 洪水予報等の伝達方法（略） 第2 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保（略）		(1) 障害者への情報伝達体制の整備（略） (2) 緊急通報システムの拡充 高齢者、障害者等と北はりま消防本部の間に緊急通報システムを拡充するとともに、その周知に努める。 なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。 (3) 障害者への情報伝達体制の整備 通常の声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。 (4) 外国人に対する日常の情報提供等（略） 第3～第5（略） 第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。 第1・第2（略） 第3 災害ボランティア活動の環境整備 1～3（略） 4 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 市は、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。 第4 県災害救援専門ボランティアの活用（略） 第16節 水防対策の充実 水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等に係る浸水想定区域を公表し、水防対策について定める。 第1 雨水出水浸水想定区域の指定 水防法に基づく、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。 第2 洪水予報等の伝達方法（略） 第3 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保（略）	県地域防災計画に伴う追記 数字のずれ 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う追記 数字のずれ 数字のずれ

- 10 -

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】			
＜現 行＞		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
いて定める。 第 1 内容 1 実施機関等（略） 2 充実強化対策 (1) 市の取り組み 市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。 ①～⑥（略） ⑦ 女性消防団員の加入促進 ⑧～⑩（略） 第 5 節 企業等の地域防災活動への参画促進（略） 第 4 章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備 「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。 第 1 節・第 2 節（略） 第 3 節 防災基盤・施設等の整備 「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備の推進について定める。 第 1 防災基盤整備事業計画（略） 第 2 防災基盤整備事業の実施 <u>防災基盤整備事業計画</u>に基づき、防災基盤整備の計画的執行に努める。 市が計画している防災基盤整備事業は、資料編のとおりである。 第 4 節 地盤災害の防止施設等の整備 地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。 第 1 ～第 6（略） 第 7 災害危険区域対策の実施 1 災害危険区域の指定（略）		いて定める。 第 1 内容 1 実施機関等（略） 2 充実強化対策 (1) 市の取り組み 市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。 ①～⑥（略） ⑦ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備 ⑧～⑩（略） 第 5 節 企業等の地域防災活動への参画促進（略） 第 4 章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備 「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。 第 1 節・第 2 節（略） 第 3 節 防災基盤・施設等の整備 「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備の推進について定める。 第 1 防災基盤整備事業計画（略） 第 2 防災基盤整備事業の実施 <u>地域防災計画等</u>に基づき、防災基盤整備の計画的執行に努める。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。 市が計画している防災基盤整備事業は、資料編のとおりである。 第 4 節 地盤災害の防止施設等の整備 地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。 第 1 ～第 6（略） 第 7 災害危険区域対策の実施 1 災害危険区域の指定（略）	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
1 主催者等への周知 市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。 (1) (略) (2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。 ① (略) ② 北はりま消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに_____救急・救護体制 ③・④ (略) (3)～(5) (略) 2・3 (略) 4 北はりま消防本部の措置 事故発生に備え、次のとおり警戒体制を構築する。 (1)・(2) (略) (3) 医師会、医療機関_____との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者が発生した場合に、_____医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた収容医療機関の確保を的確に行うことができるよう努める。 (4) (略) 第6 防災関係機関の防災訓練の実施 (略) 第3節 原子力等事故災害予防対策の推進 (略) 第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 (略) 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。 第1節 応急活動体制 (略) 第2節 情報の収集・伝達及び報告 災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。 第1 情報収集・伝達手段の確保 (略) 第2 気象情報等の収集伝達 神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。		1 主催者等への周知 市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。 (1) (略) (2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。 ① (略) ② 北はりま消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに北はりま消防本部及び災害拠点病院等の医療機関と連携した救急・救護体制 ③・④ (略) (3)～(5) (略) 2・3 (略) 4 北はりま消防本部の措置 事故発生に備え、次のとおり警戒体制を構築する。 (1)・(2) (略) (3) 医師会、医療機関(特に災害拠点病院)との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者が発生した場合に、災害救急医療情報システムを活用し、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた収容医療機関の確保を的確に行うことができるよう努める。 (4) (略) 第6 防災関係機関の防災訓練の実施 (略) 第3節 原子力等事故災害予防対策の推進 (略) 第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 (略) 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。 第1節 応急活動体制 (略) 第2節 情報の収集・伝達及び報告 災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。 第1 情報収集・伝達手段の確保 (略) 第2 気象情報等の収集伝達 神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】			
＜現　　行＞		＜改　　正　　後＞	＜修正理由＞
収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。		収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。	
1　気象情報 (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供　（略） (2) 特別警報・警報・注意報 特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。		1　気象情報 (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供　（略） (2) 特別警報・警報・注意報 特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。	
表　（略）		表（略）	
気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）		気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）	
区分	注意報名	基　　　準　　　等	
気　象 注意報	風雪 （平均風速）	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上　雪を伴う	基準の変更に伴う修正
	強風 （平均風速）	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上	
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99	
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域19.4、千鳥川流域12.4、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.1）、東条川流域（6、15.5） 千鳥川流域（5、10.6）、三草川流域（5、7.5）	
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上　山地10cm以上	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下	
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下	
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜　神戸4℃以下　姫路2℃以下	
	低温 （最低気温）	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 －4℃以下	
	着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上　気温2℃以下	
	暴風 （平均風速）	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上	
気象 警報	暴風雪 （平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上　雪を伴う	基準の変更に伴う修正
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数18 土壌雨量指数135	
	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域24.3、千鳥川流域15.5、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、42.4）、千鳥川流域（6、11.8）、三草川流域（6、9.3）	
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上　山地20cm以上	
区分	注意報名	基　　　準　　　等	
気　象 注意報	風雪 （平均風速）	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上　雪を伴う	基準の変更に伴う修正
	強風 （平均風速）	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上	
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99	
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域19.6、千鳥川流域12.2、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.3）、東条川流域（5、19.6） 千鳥川流域（5、10.4）、三草川流域（5、7.5）	
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上　山地10cm以上	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下	
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下	
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜　神戸4℃以下　姫路2℃以下	
	低温 （最低気温）	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 －4℃以下	
	着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上　気温2℃以下	
	暴風 （平均風速）	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上	
気象 警報	暴風雪 （平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上　雪を伴う	基準の変更に伴う修正
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数18 土壌雨量指数135	
	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域24.6、千鳥川流域15.3、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、48.5）、千鳥川流域（5、11.6）、三草川流域（5、9.3）	
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上　山地20cm以上	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量133mm以上、48時間雨量366mm以上、土壌雨量指数221
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。
(3)～(5) (略)

2 河川情報

- (1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値
神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度_____の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 <u>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）</u> を用いて常時10分ごとに更新している。

- (2) 洪水予報
姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

＜改 正 後＞

特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 _____
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。
(3)～(5) (略)

2 河川情報

- (1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値
神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、_____上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支線氾濫や下水道の氾濫の危険度）</u> の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 <u>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）</u> を用いて常時10分ごとに更新している。

- (2) 洪水予報
姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

＜修正理由＞

大雨特別警報の発表基準が見直され、「50年に一度の値」を使用しなくなったことに伴う削除

県地域防災計画に伴う修正

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル				洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル				県地域防災計画に伴う修正
種類	情報名	発表基準	警戒レベル	種類	情報名	発表基準	警戒レベル	
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
	「氾濫危険情報」	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき _____	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		「氾濫危険情報」	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき <u>（国の機関が行う洪水予報のみ）。</u> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。		「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。		

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】			
＜現 行＞		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・り災証明書の交付の状況 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 (3) り災証明書の交付 （略）		・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・り災証明書の交付の状況 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 (3) り災証明書の交付 （略）	
第3節 防災関係機関等との連携促進 災害による大規模な被害が発生し、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。		第3節 防災関係機関等との連携促進 災害による大規模な被害が発生し、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。	
第1 自衛隊への派遣要請 1～4 （略） 5 活動内容 (1)～(7) （略） (8) 通信支援 災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施 (9) 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。） (10) 炊飯及び給水 炊飯及び給水の支援 (11) 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与 (12) 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去 (13) その他 その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの 6・7 （略）		第1 自衛隊への派遣要請 1～4 （略） 5 活動内容 (1)～(7) （略） (8) 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。） (9) 給食、給水及び入浴支援 給食、給水及び入浴支援 (10) 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与 (11) 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去 (12) その他 その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの 6・7 （略）	県地域防災計画に伴う削除
第2 関係機関との連携 （略）		第2 関係機関との連携 （略）	県地域防災計画に伴う修正
第4節 災害救助法の適用 一定の規模以上の地震災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。		第4節 災害救助法の適用 一定の規模以上の地震災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。	県地域防災計画に伴う修正
			県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞	
＜現 行＞				
1 適用基準 (1) 適用基準 同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次のいずれかに該当するとき、知事により災害救助法が適用される。 ① 市の区域内で住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号） ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号） ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号） ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号） ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 (2) 滅失世帯数の算定（略） (3) 適用手続（略） 2 救助内容 (1) 実施項目 地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。 ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。 表（略）	1 適用基準 (1) 災害が発生した段階の適用（法第 2 条第 1 項） ① 市の区域内で住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号） ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号） ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号） ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号） ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 (2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第 2 条第 2 項） 災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、市内において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合 2 滅失世帯数の算定（略） 3 適用手続（略） 4 救助内容 (1) 実施項目 地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。 ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。 表（略） ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の設置とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。 (2)～(4)（略）	字句の削除 県地域防災計画に伴う追記 県地域防災計画に伴う追記 字句の修正 字句の修正 数字のずれ 県地域防災計画に伴う追記		
第 3 章 円滑な災害応急活動の展開 迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。		第 3 章 円滑な災害応急活動の展開 迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。		
第 1 節 水防活動（略）		第 1 節 水防活動（略）		
第 2 節 救助・救急、医療対策		第 2 節 救助・救急、医療対策		

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
＜現 行＞			
災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。		災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。	
第１・第２ （略）		第１・第２ （略）	
第３ 医療・助産対策		第３ 医療・助産対策	
１ 救護所の設置 (1) 次の場合に救護所を設置する。 ①・② （略） ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため____、被災地での対応が必要な場合 (2)・(3) （略）		１ 救護所の設置 (1) 次の場合に救護所を設置する。 ①・② （略） ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる <u>等の理由で</u> 、被災地での対応が必要な場合 (2)・(3) （略）	県地域防災計画に伴う修正
２～４ （略）		２～４ （略）	
５ 医薬品等の供給 (1) 品目 表 （略） ※県と協力して、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に <u>配慮</u> する。 (2)・(3) （略）		５ 医薬品等の供給 (1) 品目 表 （略） ※県と協力して、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保 <u>を行う</u> 。 (2)・(3) （略）	県地域防災計画に伴う修正
６ 医療機関のライフラインの確保 県と連携を図りながら、 <u>水道、電気</u> 、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関____のライフラインの <u>早期</u> 復旧のための協力を____要請する。		６ 医療機関のライフラインの確保 県と連携を図りながら、 <u>電気、水道</u> 、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関 <u>（特に病院）</u> のライフラインの <u>優先的</u> 復旧のための協力を <u>速やかに</u> 要請する。	県地域防災計画に伴う修正
第３節～第８節 （略）		第３節～第８節 （略）	
第９節 要配慮者支援対策		第９節 要配慮者支援対策	
高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。		高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。	
１・２ （略） ３ 生活支援 (1)～(4) （略） (5) 避難所等における配慮 ①・② （略） ③ 福祉サービスの提供 福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス____の利用が可能であることに留意する。 ④ 快適な空間の確保 （略）		１・２ （略） ３ 生活支援 (1)～(4) （略） (5) 避難所等における配慮 ①・② （略） ③ 福祉サービスの提供 福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス <u>及び障害福祉サービス</u> の利用が可能であることに留意する。 ④ 快適な空間の確保 （略）	県地域防災計画に伴う修正
４～９ （略）		４～９ （略）	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
＜現 行＞			
第１０節・第１１節 （略）		第１０節・第１１節 （略）	
第１２節 廃棄物対策		第１２節 廃棄物対策	
災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。		災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。	
第１ ガレキ処理		第１ ガレキ処理	
(1) 災害発生後の対応 （略）		(1) 災害発生後の対応 （略）	
(2) 処理作業過程		(2) 処理作業過程	
①・② （略）		①・② （略）	
③ 県等への応援要請		③ 県等への応援要請	
近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による 応援が困難な場合は、 県に処理に関する事務委託を行う こととする。さらに、 県による処理も困難な場合は、環 境大臣による処理の代行要請を行う。		近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、 応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに 、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による 応援が困難な場合は、 （公財）ひょうご環境創造協会の活用又は 県に処理に関する事務委託を行う こととする。さらに、 （公財）ひょうご環境創造協会の活用及び 県による処理も困難な場合は、環 境大臣による処理の代行要請を行う。	県地域防災計画に伴う修正
加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉 協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃 棄物等の搬出を行うものとする。		加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉 協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃 棄物等の搬出を行うものとする。	
(3) その他 （略）		(3) その他 （略）	
第２ ごみ処理		第２ ごみ処理	
(1) 地震発生後の対応 （略）		(1) 地震発生後の対応 （略）	
(2) 処理作業過程		(2) 処理作業過程	
①・② （略）		①・② （略）	
③ 県等への応援要請		③ 県等への応援要請	
ア （略）		ア （略）	
イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対し て、広域的な応援要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、 県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、 県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要 請を行う。		イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、 応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに 、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対し て、広域的な応援要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、 （公財）ひょうご環境創造協会の活用又は 県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、 （公財）ひょうご環境創造協会の活用及び 県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要 請を行う。	県地域防災計画に伴う修正
第３ し尿処理対策		第３ し尿処理対策	
(1)～(3) （略）		(1)～(3) （略）	
(4) 県等への応援要請		(4) 県等への応援要請	
① （略）		① （略）	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
1 西日本電信電話㈱、㈱N T T ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱の 応急対策 西日本電信電話㈱、㈱N T T ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱各社は、 連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1) 災害発生直後の対応 （略） (2) 復旧作業にいたるまでの対応 ① 通信途絶の解消と通信の確保 （略） (3) 復旧作業過程 ① 通信の混乱防止 地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換 機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、 110 番、119 番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通 を確保する。 ② 通信の利用と広報 地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保すると ともに、通信の疎通調整と _____ 広報活動を実施する。 ア～ウ （略） _____ エ 一般利用者に対する_____ 広報活動を実施する_____。 _____ オ 西日本電信電話㈱兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。 ③ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認 （略） ④ 復旧順位 （略） 2～4 （略） 第4・第5 （略） 第17節～第22節 （略） 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にお いて、円滑かつ迅速に対応するための計画である。 第1節～第4節 （略） 第5節 救援・救護活動 第1 搜索、救助、消火及び避難誘導活動 （略）		1 西日本電信電話㈱、㈱N T T ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱の 応急対策 西日本電信電話㈱、㈱N T T ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱各社は、 連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1) 災害発生直後の対応 （略） (2) 復旧作業にいたるまでの対応 ① 通信途絶の解消と通信の確保 （略） ② 重要通信の確保 災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換 機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、 110 番、119 番、災害救助活動に関する国又は 地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通 を確保する。 ③ 通信の利用と広報 震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保すると ともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替 的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。 ア～ウ （略） エ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」での輻輳緩和を実施す る。 オ 一般利用者に対する分かりやすい広報活動を実施する（ホームページのトップページへの掲載、 地図による障害エリアの表示等）。 カ 西日本電信電話㈱兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。 ④ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認 （略） ⑤ 復旧順位 （略） 2～4 （略） 第4・第5 （略） 第17節～第22節 （略） 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にお いて、円滑かつ迅速に対応するための計画である。 第1節～第4節 （略） 第5節 救援・救護活動 第1 搜索、救助、消火及び避難誘導活動 （略）	字句の削除 県地域防災計画に伴う修正 字句の修正 数字のずれ 県地域防災計画に伴う修正 数字のずれ 数字のずれ

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】		＜改 正 後＞	＜修正理由＞
第 4 編 災害復旧計画 第 1 章 災害復旧事業の実施 （略） 第 2 章 生活再建支援 災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。 第 1 ～第 8 （略） 第 9 その他 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 _____ _____見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 第 3 章・第 4 章 （略） 第 5 編 災害復興計画 （略）		第 4 編 災害復旧計画 第 1 章 災害復旧事業の実施 （略） 第 2 章 生活再建支援 災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。 第 1 ～第 8 （略） 第 9 その他 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、</u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 第 3 章・第 4 章（略） 第 5 編 災害復興計画 （略）	県地域防災計画に伴う修正